

国立研究開発法人国立環境研究所フェロー採用等規程

平成 23 年 3 月 31 日 平 22 規程第 3 号

平成 25 年 3 月 8 日 一部改正

平成 26 年 10 月 27 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

平成 28 年 3 月 31 日 一部改正

平成 29 年 1 月 31 日 一部改正

令和元年 12 月 12 日 一部改正

令和 3 年 3 月 24 日 一部改正

令和 4 年 3 月 31 日 一部改正

令和 7 年 10 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号。以下「契約職員就業規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 8 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）のフェローの採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用方法)

第 2 条 理事長は、研究業績等により当該分野において優れた研究者として認められている者であって、研究所の目的を達成するために必要であると判断した者を、人事委員会の審査を経て、フェローとして契約する。

2 国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 12 条第 1 項の規定により定年退職する職員又は満 60 歳に達した日（その職員の満 60 歳の誕生日の前日）以降に退職する職員であって、退職後、研究所がフェローとして契約した者はシニアスタッフ及びシニア研究員として契約することはできない。

(欠格条項)

第 2 条の 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者は、フェローとなることはできない。

(採用手続)

第 3 条 領域長、気候変動適応センター長、福島地域協働研究拠点長、企画部長及び連携推進部長（以下「領域長等」という。）は、フェローとして採用するにふさわしい者（以下「フェロー採用候補者」という。）について、フェロー採用候補者の氏名、フェローとして採用が必要な理由を記載した発議書により、採用希望を人事委員会に発議する。

2 フェロー採用候補者の研究が複数の領域等にとって必要である場合は、関係する領域長等が連名で発議することができるものとする。

- 3 第 1 項の発議のうち企画部長又は連携推進部長が発議する場合は、職員就業規則第 12 条第 1 項の規定により定年退職する予定の職員又は満 60 歳に達した日(その職員の満 60 歳の誕生日の前日)以降に退職する予定の職員で退職後直ちに業務に従事できる者について、理事室の命を受けて、発議書により発議するときに限るものとする。
- 4 フェロー採用希望の発議を行った領域長等は、研究所又は領域等にとっての必要性など発議に至った経緯及び研究業績など当該フェロー採用候補者がフェローにふさわしいと考える根拠を示して、人事委員会において発議の理由を説明するものとする。
- 5 理事長は、人事委員会の審査を経て、発議のあったフェロー採用候補者について採用の意向を固めた場合、採用後のフェローが所属することとなる領域長等に、当該フェロー採用候補者の次に掲げる事項を記載した雇用要求書を提出するよう求めるものとする。
 - 一 住所、氏名、生年月日、性別及び国籍
 - 二 契約雇用期間、勤務時間、俸給、業務内容、研究を行う場所、使用する設備・装置、所定時間外及び休日勤務の有無、
 - 三 その他必要な事項

(労働条件)

- 第 4 条** フェローは、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程(平 18 規程第 11 号。以下「契約職員給与規程」という。)第 2 条第 1 号のフルタイム契約職員又は同条第 2 号のパートタイム契約職員(原則、週 3 日以上勤務する者に限る。)として勤務する。
- 2 フェローの雇用期間は、1 事業年度内で雇用契約書に定める期間とし、当該雇用契約期間満了の際、人事委員会の審査を経て、理事長が必要と認める場合は、雇用契約書に記載の更新の限度とされた期間内に限り、雇用契約期間を更新することができるものとする。

(労働条件の明示)

- 第 5 条** 理事長は、領域長等からの雇用要求書の提出を受け、フェローを採用する場合は、契約雇用期間、勤務時間、俸給、業務内容、研究を行う場所、所定時間外及び休日勤務の有無、休日等を記載した雇用契約書により、採用する者と雇用契約を締結する。

(労働条件の変更)

- 第 6 条** 理事長は、領域長等の申請を受け、雇用契約書に記載の事項の変更が業務上特に必要であると認める場合は、雇用変更契約書により当該フェローと雇用変更契約を締結する。

(雇止めの予告)

- 第 7 条** 理事長は、契約職員就業規則第 8 条第 2 項の雇止めの予告をフェローに対して行う場合は、雇止め予告通知書により行うものとする。

(解雇予告)

- 第 8 条** 理事長は、契約職員就業規則第 13 条第 1 項の解雇の予告をフェローに対して行う場合は、解雇予告通知書により行うものとする。

(新たな外部研究資金への応募)

第 9 条 フェローは、所属する領域長等が認めた場合、理事長の承認を経て、新たな外部研究資金への応募ができるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 (平成 25 年 3 月 8 日)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 (平成 26 年 10 月 27 日)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 (平成 27 年 3 月 13 日)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 (平成 28 年 3 月 31 日)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則 (平成 29 年 1 月 31 日)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

改正附則 (令和元年 12 月 12 日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正附則（令和3年3月24日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

改正附則（令和4年3月31日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

改正附則（令和7年10月1日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(以下の様式を削除)

- ・別紙様式第 1-1 及び 1-2 (雇用契約書 (兼: 労働条件通知書))
- ・別紙様式第 2-1 及び 2-1 (雇用変更契約書 (兼: 労働条件変更通知書))
- ・別紙様式第 3 (雇止め予告通知書)
- ・別紙様式第 4 (解雇予告通知書)